

1. 令和7年度末の経済価値ベースのソルベンシー・マージン比率（ESR*）

*Economic value-based Solvency Ratio

$$\text{経済価値ベースのソルベンシー・マージン比率} = \frac{\text{適格資本}}{\text{所要資本}} = 220.4 \%$$

（注）森林保険センターは金融庁の監督下にないため、経済価値ベースのソルベンシー・マージン比率を開示する義務はありませんが、令和七年金融庁告示第七十四号の規定に準じて自主的に計算しています。

2. 内訳

（1）適格資本

単位：百万円

適格資本の額（A+D）	26,180
Tier1適格資本の額（B－C）（A）	26,174
Tier1適格資本に係る基礎項目の額（B）	26,187
剰余金等の額又は利益剰余金等の額	29,447
経済価値ベースの調整額	-3,260
Tier1適格資本に係る調整項目の額（C）	13
無形固定資産（繰延税金負債相殺後）の額	1
前払年金費用又は退職給付に係る資産（繰延税金負債相殺後）の額	12
Tier2適格資本の額（E－F－G）（D）	6
Tier2適格資本に係る基礎項目の額（E）	6
Tier2バスケット（上限適用後）の額	6
Tier2適格資本に係る調整項目の額（F）	-
Tier2適格資本への上限適用による控除の額（G）	-

（2）所要資本

単位：百万円

所要資本の額（税効果考慮後）（J－K）	11,875
生命保険リスクの額（A）	-
損害保険リスクの額（B）	649
巨大災害リスクの額（C）	10,579
巨大自然災害リスクの額	10,573
その他の巨大災害に係るリスクの額	367
市場リスクの額（D）	2,093
金利リスクの額	1,581
スプレッドリスクの額	508
資産集中リスクの額	1,105
信用リスクの額（E）	810
オペレーショナル・リスクの額（F）	130
マネジメント・アクションの効果の上限超過額（G）	-
分散効果の額（H）	2,385
非保険事業に係る所要資本の額（I）	-
所要資本の額（税効果考慮前）（A+B+C+D+E+F+G－H+I）（J）	11,875
所要資本の税効果の額（K）	-

（注）所要資本を構成する各リスクの額は、それぞれの内訳として掲記している額を、分散効果を考慮した所定の相関係数を用いて統合して計算していること等から、内訳として掲記している額の単純和とは一致しません。

＜経済価値ベースのソルベンシー・マージン比率＞

- 森林保険センターは、保険事故発生時の保険金支払いに備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や通常の予測を超える危険が発生した場合でも、森林保険制度の安定的な運営を維持するためには十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- 経済価値ベースのソルベンシー・マージン比率は、金融庁が保険会社を監督する際の、保険会社の経営の健全性を判断するための客観的な指標のひとつですが、その数値が100%以上あれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。